【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月10日
【発行者名】	日本ヘルスケア投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　藤岡　博史
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長　篠塚　裕司
【電話番号】	03-6757-9600
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	日本ヘルスケア投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集　2,297,907,200円 売出価額の総額：引受人の買取引受けによる売出し　3,636,545,000円 オーバーアロットメントによる売出し　603,469,900円 （注）今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額とは異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
安定操作に関する事項	１．今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第１項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 ２．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年10月29日提出の有価証券届出書（平成27年10月29日提出の有価証券届出書の訂正届出書及び平成27年10月30日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成27年11月10日開催の本投資法人役員会において発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　証券情報
第１　内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）
１　募集内国投資証券
（３）発行数
（４）発行価額の総額
（５）発行価格
（１３）引受け等の概要
（１５）手取金の使途
２　売出内国投資証券（引受人の買取引受けによる売出し）
（３）売出数
（４）売出価額の総額
（５）売出価格
（１３）引受け等の概要
３　売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）
（３）売出数
（４）売出価額の総額
（５）売出価格
第５　募集又は売出しに関する特別記載事項
１　オーバーアロットメントによる売出し等について

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が平成27年11月10日（火）となりましたので、一般募集の申込期間は「平成27年11月11日（水）から平成27年11月12日（木）まで」、払込期日は「平成27年11月17日（火）」、受渡期日は「平成27年11月18日（水）」、引受人の買取引受けによる売出しの申込期間は「平成27年11月11日（水）から平成27年11月12日（木）まで」、受渡期日は「平成27年11月18日（水）」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「平成27年11月11日（水）から平成27年11月12日（木）まで」、受渡期日は「平成27年11月18日（水）」、シンジケートカバー取引期間は「平成27年11月13日（金）から平成27年12月11日（金）まで」となります。

第一部【証券情報】

第１【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

１【募集内国投資証券】

（３）【発行数】

＜訂正前＞

（前略）

（注）一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「２　売出内国投資証券（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」といいます。）に伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主から3,070口を上限として借入れる本投資口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第５　募集又は売出しに関する特別記載事項　１　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

＜訂正後＞

（前略）

（注）一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「２　売出内国投資証券（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」といいます。）に伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資口3,070口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第５　募集又は売出しに関する特別記載事項　１　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（４）【発行価額の総額】

＜訂正前＞

2,249,000,000円

（注）後記「（13）引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「（13）引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額であり、平成27年10月21日（水）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

＜訂正後＞

2,297,907,200円

（注）後記「（13）引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「（13）引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

（５）【発行価格】

＜訂正前＞

未定

（注１）発行価格等決定日（後記「（13）引受け等の概要」に定義します。）の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とします。

（注２）日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記（注１）に記載の仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成27年11月10日（火）から平成27年11月13日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より本投資口１口当たりの払込金として受け取る金額）を決定します。
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集における各引受人の引受投資口数、売出価格、引受価額、引受人の買取引受けによる売出しにおける各引受人の引受投資口数及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] http://www.nippon-healthcare.co.jp/ja/ir/index.html）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

（注３）後記「（13）引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

＜訂正後＞

196,570円

（注１）発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集における各引受人の引受投資口数、売出価格、引受価額、引受人の買取引受けによる売出しにおける各引受人の引受投資口数及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、平成27年11月11日付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] http://www.nippon-healthcare.co.jp/ja/ir/index.html）において公表します。

（注２）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
（注１）の全文削除並びに（注２）及び（注３）の番号変更

（１３）【引受け等の概要】

＜訂正前＞

以下に記載する引受人は、平成27年11月10日（火）から平成27年11月13日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。

引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人へ払い込み、一般募集における発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	未定
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	
合計		12,130口

（中略）

（注３）各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定されます。

＜訂正後＞

以下に記載する引受人は、平成27年11月10日（火）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額（１口当たり189,440円）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（１口当たり196,570円）で一般募集を行います。

引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人へ払い込み、一般募集における発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金（１口当たり7,130円）となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	8,491口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	3,639口
合計		12,130口

（中略）

（注３）の全文削除

（１５）【手取金の使途】

＜訂正前＞

一般募集における手取金2,249,000,000円については、後記「第二部　参照情報　第２　参照書類の補完情報　５　第３期取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第２条第１項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金及び取得に係る諸費用に充当し、残額が生じた場合は手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限569,000,000円については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。

（注１）上記の第三者割当については、後記「第５　募集又は売出しに関する特別記載事項　１　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
（注２）上記の各手取金は、平成27年10月21日（水）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

＜訂正後＞

一般募集における手取金2,297,907,200円については、後記「第二部　参照情報　第２　参照書類の補完情報　５　第３期取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第２条第１項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金及び取得に係る諸費用に充当し、残額が生じた場合は手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限581,580,800円については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。

（注）上記の第三者割当については、後記「第５　募集又は売出しに関する特別記載事項　１　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
（注２）の全文及び（注１）の番号削除

２【売出内国投資証券（引受人の買取引受けによる売出し）】

（３）【売出数】

＜訂正前＞

（前略）

（注１）一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第５　募集又は売出しに関する特別記載事項　１　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

（注１）一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行います。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第５　募集又は売出しに関する特別記載事項　１　　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（後略）

（４）【売出価額の総額】

＜訂正前＞

3,558,000,000円

（注）売出価額の総額は、平成27年10月21日（水）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

＜訂正後＞

3,636,545,000円

（注）の全文削除

（５）【売出価格】

＜訂正前＞

未定

（注１）発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とします。

（注２）日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記（注１）に記載の仮条件による需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に引受人の買取引受けによる売出しにおける価額（売出価格）を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より本投資口１口当たりの売買代金として受け取る金額）を決定します。なお、売出価格は、前記「１　募集内国投資証券　（５）発行価格」に記載の発行価格と同一とします。
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集における各引受人の引受投資口数、売出価格、引受価額、引受人の買取引受けによる売出しにおける各引受人の引受投資口数及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] http://www.nippon-healthcare.co.jp/ja/ir/index.html）（新聞等）において公表します。また、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

（注３）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

＜訂正後＞

196,570円

（注１）発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集における各引受人の引受投資口数、売出価格、引受価額、引受人の買取引受けによる売出しにおける各引受人の引受投資口数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、平成27年11月11日付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] http://www.nippon-healthcare.co.jp/ja/ir/index.html）において公表します。

（注２）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

（注１）の全文削除並びに（注２）及び（注３）の番号変更

（１３）【引受け等の概要】

＜訂正前＞

以下に記載する引受人は、発行価格等決定日に決定される引受価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。

引受人は、受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、大和証券株式会社による本買取が中止された場合は、引受人の買取引受けによる売出しも中止します。また、引受人の買取引受けによる売出しを中止した場合には、大和証券株式会社による本買取は中止されます。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	未定
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	
合計		18,500口

（中略）

（注３）各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定されます。

＜訂正後＞

以下に記載する引受人は、発行価格等決定日に決定された引受価額（１口当たり189,440円）にて本投資口の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）（１口当たり196,570円）で売出しを行います。

引受人は、受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金（１口当たり7,130円）となります。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、大和証券株式会社による本買取が中止された場合は、引受人の買取引受けによる売出しも中止します。また、引受人の買取引受けによる売出しを中止した場合には、大和証券株式会社による本買取は中止されます。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	12,950口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	5,550口
合計		18,500口

（中略）

（注３）の全文削除

3【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

（3）【売出数】

＜訂正前＞

3,070口

（注）オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である大和証券株式会社が本投資法人の投資主から3,070口を上限として借入れる本投資口の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第５　募集又は売出しに関する特別記載事項　１　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集における各引受人の引受投資口数、売出価格、引受価額、引受人の買取引受けによる売出しにおける各引受人の引受投資口数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] http://www.nippon-healthcare.co.jp/ja/ir/index.html）（新聞等）において公表します。また、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

＜訂正後＞

3,070口

（注）オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である大和証券株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資口3,070口の売出しです。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第５　募集又は売出しに関する特別記載事項　１　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集における各引受人の引受投資口数、売出価格、引受価額、引受人の買取引受けによる売出しにおける各引受人の引受投資口数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、平成27年11月11日付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] http://www.nippon-healthcare.co.jp/ja/ir/index.html）において公表します。

（4）【売出価額の総額】

＜訂正前＞

590,000,000円

（注）売出価額の総額は、平成27年10月21日（水）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

＜訂正後＞

603,469,900円

（注）の全文削除

（5）【売出価格】

＜訂正前＞

未定

（注）売出価格は、前記「１　募集内国投資証券　（５）発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

＜訂正後＞

196,570円

（注）の全文削除

第５【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１　オーバーアロットメントによる売出し等について

＜訂正前＞

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である大和証券株式会社が本投資法人の投資主から3,070口を上限として借入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（中略）

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記本投資法人の投資主からの本投資口の借入れは行われません。この場合、大和証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（後略）

＜訂正後＞

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である大和証券株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資口3,070口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

＜削除＞

（後略）